

1 保有個人情報の目的外利用に係る報告書

報告日	目的外利用を行う事務の件名	保有個人情報項目	目的外利用を行う理由	保有課	報告課	頁番号
R1. 12. 5	私債権及び非強制徴収公債権の徴収に関する事務	・ 市税の債権管理に関する事務において確認した情報のうち、市営住宅使用料の徴収事務を債権管理課に移管した者の電話番号 ・ 国民健康保険料の債権管理に関する事務において確認した情報のうち、給食費の徴収事務を債権管理課に移管した者の電話番号	債権管理課に移管した案件の徴収事務を行うにあたり、催告は有力な手段の一つであるが、電話催告は対象者の電話番号がわからなければ実施することができない。 移管前の所管課に対象者の電話番号情報がなかったとしても、強制徴収公債権の所管課が対象者の電話番号を把握している場合は、未収債権の管理に関する業務として債権管理課が当該電話番号を確認することができるため、その情報を活用して移管債権の電話催告を行った。	債権管理課	債権管理課	1, 2

2 個人情報取扱事務の届出（開始）について

名称	概要	届出課(利用課)	頁番号
柏市都市農業振興計画策定業務	都市農業の振興に関する施策を計画的に推進することを目的に、都市農業振興計画を策定するもの。また、計画の達成状況や課題等を把握するため、各種データの収集や、市民や農業者を対象にアンケート調査等を行うもの。	農政課	3
助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	児童福祉法による助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	こども福祉課	4

3 個人情報取扱事務の届出（変更）について

名称	主な変更理由等	届出課(利用課)	頁番号
母子（父子）家庭自立支援給付金に関する事務	(P. 5について) ・ 「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の概要」文言の修正 - ア 個人情報の利用目的 文言の修正 - イ 項目 「7個人番号」、「15職業・職種」、「20支援措置・保護」、「27公的扶助・社会保障等」、「28口座番号」にチェック 「31障害」、「39その他社会的差別の原因となるおそれのある情報」のチェックを外す - ウ 収集先及び収集方法 「本人以外」、「口頭（電話）」のチェックを外す - エ 本人以外から収集する理由 「本人同意（第1号）」のチェックを外す - カ 個人番号の取扱い根拠 番号法第9条第1項別表第一について、第37項を第45項に修正 - キ 処理形態 「電磁的記録」のチェックを外し、文書とその他にチェックをし、エクセルファイルを追記。 (P. 6について) ・ 個人の類型 文言の修正 - ア 個人情報の利用目的 文言の修正 - イ 項目 「11婚姻」、「20支援措置・保護」、「25課税・納税状況」にチェック 「10親族関係」のチェックを外す - ウ 収集先及び収集方法 「本人以外」のチェックを外し、「本人」、「同一実施期間内の利用」、「用紙」をチェックし、項目番号を追加 - エ 本人以外から収集する理由 「本人同意（第1号）」、「争訟・指導・相談・選考等の個人情報」のチェックを外す - カ 個人情報の取扱い根拠 番号法第9条第1項別表第一第45項を追記。 - キ 処理形態 「電磁的記録」のチェックを外す	こども福祉課	5, 6

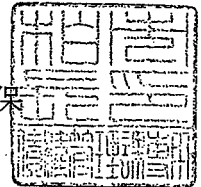
母子父子寡婦福祉資金貸付事業に関する事務	(P.7について) ・「個人情報取扱事務の名称」 文言の修正 - ア 個人情報の利用目的 文言の修正 - イ 項目 「7個人番号」,「10親族関係」,「15職業・職種」,「16学業・学歴」,「17職業上の地位」,「20支援措置・保護」,「24資産内容」,「25課税・納税状況」,「27公的扶助・社会保障等」,「28口座番号」,「29健康・身体状況」,「33診断書」にチェック - ウ 収集先及び収集方法 目的内利用に項目を追記,「その他」のチェックを外す - エ 本人以外から収集する理由 「本人同意(第1号)」のチェックを外す - カ 個人番号の取扱い根拠 番号法第9条第1項別表第一第43項を追記 (P.8について) 従前の届出の「個人の類型」を分割する形で新設したもの	こども福祉課	7,8
日本赤十字社の活動資金募集に関する事務	- ウ 収集先及び収集方法 「本人以外」のチェックを外し,「同一実施機関内の利用」にチェック - エ 本人以外から収集する理由 「本人同意(第1号)」のチェックを外す	社会福祉課	9
民生委員・児童委員,主任児童委員推薦に関する事務	ウ 収集先及び収集方法 「同一実施機関内の利用」にチェックし,目的内の住民基本台帳に項番を追加	社会福祉課	10~12
固定資産税及び都市計画税の課税事務(庶務)	事務の効率化のため,実施期間内部で利用する情報を拡充する - イ 項目 「6連絡先」にチェック - ウ 収集先及び収集方法 「目的内」に項番6を追加	資産税課	13

保有個人情報の目的外利用に係る報告書

柏財債第202号
令和元年12月5日

柏市行政不服及び情報公開・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏 様

実施機関名 柏市長 秋山浩 保



柏市個人情報保護条例第11条第2項第2号の規定により保有個人情報の目的外利用を行ったので、同条第4項の規定により次のとおり報告します。

	保有個人情報の保有課等	目的外利用を行った課等
課等の名称	財政部 債権管理課	財政部 債権管理課
個人情報取扱事務の名称	強制徴収公債権の徴収に関する事務	私債権及び非強制徴収公債権の徴収に関する事務
個人情報取扱事務の概要	強制徴収公債権徴収のため、国税徴収法等の規定に基づき、滞納者の財産差押等の滞納整理を行うもの	市が保有する自力執行権が付与されていない私債権及び非強制徴収公債権（以下、「私債権等」という。）の徴収について、債権管理課が各私債権等所管部署にて催告を行う滞納者の優先順位付け等必要な助言・指導を行い、私債権等の徴収率向上及び所管部署の事務負担の軽減を行うもの
目的外利用を行った保有個人情報の項目	・市税の債権管理に関する事務において確認した情報のうち、市営住宅使用料の徴収事務を債権管理課に移管した者の電話番号 ・国民健康保険料の債権管理に関する事務において確認した情報のうち、給食費の徴収事務を債権管理課に移管した者の電話番号	
目的外利用を行った理由	債権管理課に移管した案件の徴収事務を行うにあたり、催告は有力な手段の一つであるが、電話催告は対象者の電話番号がわからなければ実施することができない。 移管前の所管課に対象者の電話番号情報がなかったとしても、強制徴収公債権の所管課が対象者の電話番号を把握している場合は、未収債権の管理に関する業務として債権管理課が当該電話番号を確認することができるため、その情報を活用して移管債権の電話催告を行った。	

担当部署（目的外利用を行った課等）	財政部 債権管理課
備 考	・令和元年 8 月 29 日に市営住宅使用料の移管者の携帯電話番号（市税の債権管理事務により把握した番号）に電話催告を実施 ・令和元年 9 月 6 日に給食費の移管者の携帯電話番号（国民健康保険料の債権管理事務により把握した番号）に電話催告を実施 上記だけでなく、今後も債権管理課に移管した滞納者に対し、別債権の管理事務にて把握した電話番号や住所の情報を活用して催告を行う。 また、債権管理課が各債権所管課に対し催告に関する指導や助言を行う場合に、別債権の管理事務にて把握した電話番号や住所の情報の提供を行った上で、各所管課から催告を行う。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		090300-29			
実施機関名		市長		区分 ■ 固有事務 □ 全庁共通事務 □ 出先機関共通事務			
担当部署		経済産業部農政課					
個人情報取扱事務の名称		柏市都市農業振興計画策定業務					
個人情報取扱事務の概要		都市農業の振興に関する施策を計画的に推進することを目的に、都市農業振興計画を策定するもの。また、計画の達成状況や課題等を把握するため、各種データの収集や、市民や農業者を対象にアンケート調査等を行うもの。					
事務の開始日		令和元年8月1日（最新変更日 令和 年 月 日）					
個人の類型		調査対象者					
ア	個人情報の利用目的	調査対象者の抽出及び宛名シール作成・発送のため。					
イ	項目	基本的事項 ■1 氏名 ■2 性別 ■3 生年月日・年齢 ■4 住所 □5 国籍・本籍 □6 連絡先 □7 識別番号（□個人番号） □8 その他（ ）	家庭生活 □9 家族状況 □10 親族関係 □11 婚姻 □12 住居状況 □13 趣味・嗜好 □14 その他（ ）	社会生活 □15 職業・職種 □16 学業・学歴 □17 職業上の地位 □18 資格・免許 □19 成績・評価 □20 支援措置・保護 □21 社会活動 □22 その他（ ）	経済的事項 □23 収入・支出内容 □24 資産内容 □25 課税・納税状況 □26 取引状況等 □27 公的扶助・社会保障等 □28 その他（ ）	心身的事項 □29 健康・身体状況 □30 傷病歴 □31 障害 □32 介護 □33 診断書 □34 その他（ ）	思想信条等 □35 思想・信条 □36 支持政党 □37 宗教 □38 犯罪歴等 □39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	□本人 □本人以外（該当するイの項目番号： ） ■同一実施機関内の利用 { □ 目的外： } { ■ 目的内： } { (□本人同意：) } { (■ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4) }					
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	□本人同意（第1号） □法令等（第2号） □公知情報（第3号） □緊急の必要性（第4号） □制限能力者等（第5号） □他の実施機関（第6号） □国又は地方公共団体等（第7号） □争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） □その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	□法令等の規定（第1号） □審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	□番号法第9条 { □第1項別表第一第○項 □第3項 □第5項 } □第2項（ ） □その他（ ）					
キ	処理形態	■電磁的記録（□システム（名称 ） □文書 □その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	□有り ■なし	提供先 □他の実施機関（ ） □国 □地方自治体（□千葉県） □公共的機関 □その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	□有り ■なし	結合先 □国 □地方自治体（□千葉県） □委託（□指定管理者） □公共的機関 □その他（ ）				
コ	外部委託の有無	■有り □無し					

※複数のタイプの個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		071100-22		
実 施 機 関 名	市長			区分 ■ 固有事務 □ 全庁共通事務 □ 出先機関共通事務		
担 当 部 署	こども部 こども福祉課					
個人情報取扱事務の名称	助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務					
個人情報取扱事務の概要	児童福祉法による助産施設における助産の実施及び母子生活支援施設における保護の実施に関する事務					
事務の開始日	平成20年4月1日（最新変更日 年 月 日）					
個人の類型	児童入所施設利用申請者					
ア 個人情報の利用目的	児童入所施設利用審査の判定及び児童福祉法第56条第2項の費用を徴収するため					
イ 項目	基本的事項 ■1 氏名 ■2 性別 ■3 生年月日・年齢 ■4 住所 ■5 国籍・本籍 ■6 連絡先 ■7 識別番号（■個人番号） □8 その他（ ）	家庭生活 ■9 家族状況 ■10 親族関係 ■11 婚姻 ■12 住居状況 □13 趣味・嗜好 □14 その他（ ）	社会生活 □15 職業・職種 □16 学業・学歴 □17 職業上の地位 □18 資格・免許 □19 成績・評価 ■20 支援措置・保護 □21 社会活動 □22 その他（ ）	経済的事項 ■23 収入・支出内容 □24 資産内容 ■25 課税・納税状況 □26 取引状況等 ■27 公的扶助・社会保障等 □28 その他（ ）	心身的事項 ■29 健康・身体状況 □30 傷病歴 ■31 障害 □32 介護 ■33 診断書 □34 その他（ ）	思想信条等 □35 思想・信条 □36 支持政党 □37 宗教 □38 犯罪歴等 □39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	■本人 □本人以外（該当するイの項目番号： ） ■同一実施機関内の利用 { □ 目的外： } { ■ 目的内：1～5, 7, 23, 25, 27 } { (□本人同意：) } { (■ 住民基本台帳： 1～5, 23, 25) }					
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	□本人同意（第1号） □法令等（第2号） □公知情報（第3号） □緊急の必要性（第4号） □制限能力者等（第5号） □他の実施機関（第6号） □国又は地方公共団体等（第7号） □争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） □その他（審議会）（第9号）					
オ 思想，信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	□法令等の規定（第1号） □審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	■番号法第9条 { ■ 第1項別表第一第9項 □第3項 □第5項 } { □ 第2項（ ） } □その他（ ）					
キ 処理形態	□電磁的記録（□システム（名称 ）） ■文書 □その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	□有り ■なし	提供先	□他の実施機関（ ） □国 □地方自治体（□千葉県） □公共的機関 □その他（ ）			
ケ オンライン結合の有無	□有り ■なし	結合先	□国 □地方自治体（□千葉県） □委託（□指定管理者） □公共的機関 □その他（ ）			
コ 外部委託の有無	□有り ■無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		071100-07			
実施機関名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署		こども部 こども福祉課					
個人情報取扱事務の名称		母子（父子）家庭自立支援給付金に関する事務					
個人情報取扱事務の概要		母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金の支給決定等を行うことにより、雇用の安定及び就職の促進を図るもの。					
事務の開始日		平成20年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型		母子（父子）家庭自立支援給付金申請者					
ア	個人情報の利用目的	母子（父子）家庭自立支援給付金の支給申請に対する審査の判定					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☒ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☒ 28 その他（口座番号）（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☒ 目的内：1, 2, 3, 4, 5, 7, 9, 20, 25 } { ☐ （ ☐ 本人同意： ） } { ☒ （ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4, 5, 9） }				☒ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項表第一第45項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称・ ）） ☒ 文書 ☒ その他（エクセルファイル）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		母子（父子）家庭自立支援給付金申請者と生計を同じくする扶養義務者					
ア	個人情報の利用目的	母子（父子）家庭自立支援給付金の支給審査の判定					
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等
		☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（口座番号）（ ）	☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 [☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ）] [☒ 目的内：1, 2, 3, 4, 5, 7, 9, 20, 25 （ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4, 5 ）]					☒ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 [☒ 第1項別表第一第45項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ）] ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称・ ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供する項目（イの項目番号）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		071100-12		
実施機関名	市長			区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務		
担当部署	こども部 こども福祉課					
個人情報取扱事務の名称	母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関する事務					
個人情報取扱事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親世帯の親等に資金を貸付ることにより、配偶者のいない女子及び配偶者のいない男子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉の増進するもの。					
事務の開始日	平成20年4月1日（最新変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型	母子父子寡婦福祉資金を貸付中または償還中の主債務者及び連帯債務者					
ア 個人情報の利用目的	母子父子寡婦福祉資金の貸付資格の審査及び償還中の本人状況確認に利用するため					
イ 項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☒ 7 識別番号（ ☒ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☒ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☒ 16 学業・学歴 ☒ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☒ 23 収入・支出内容 ☒ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☒ 27 公的扶助・社会保障等 ☒ 28 その他（口座番号）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ 収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☒ 目的内：1, 2, 3, 4, 5, 9, 10, 20, 25 } { ☐ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4, 5, 9 ） }					
エ 本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ 思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ 個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条 { ☒ 第1項別表第一第43項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ 処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称・母子父子寡婦福祉資金貸付システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク 経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ 外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		母子父子寡婦福祉資金を貸付中または償還中の連帯保証人					
ア	個人情報の利用目的	母子父子寡婦福祉資金の貸付資格の審査及び償還中の本人状況確認に利用するため					
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等
		☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☒ 9 家族状況 ☒ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☒ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☒ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☒ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☒ 23 収入・支出内容 ☒ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ☐ 口座番号） ☐ 29 その他（ ）	☒ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☒ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報 ☐ 40 その他（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ）					☒ 用紙 ☐ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想，信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☒ 番号法第9条（ ☒ 第1項別表第一第43項 ☐ 第3項 ☐ 第5項） ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☒ システム（名称・母子父子寡婦福祉資金貸付システム） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	提供する項目（イの項目番号）				
			結合先	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☒ 有り ☐ 無し					

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060100-37			
実施機関名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署		保健福祉部 社会福祉課					
個人情報取扱事務の名称		日本赤十字社の活動資金募集に関する事務					
個人情報取扱事務の概要		・毎年5, 6月の「赤十字運動月間」を中心に実施している, 活動資金の募集事務に関する書類等の送付を行うもの					
事務の開始日		平成17年1月1日（最新変更日 令和元年7月17日）					
個人の類型		町会, 自治会, 区等の代表者					
ア	個人情報の利用目的	関係書類の送付のため。					
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等
		☒ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号：） ☒ 同一実施機関内の利用 （ ☒ 目的外：（ ☒ 本人同意：1, 4））（ ☐ 目的内：（ ☐ 住民基本台帳：））					☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟, 指導, 相談, 選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想, 信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項） ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☐ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☐ 文書 ☒ その他（エクセルファイル）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り	提供先	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
		☒ なし	提供する項目（イの項目番号）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り	結合先	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
		☒ なし	提供する項目（イの項目番号）				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については, それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		060100-09			
実施機関名		市長		区分 ☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
担当部署		保健福祉部 社会福祉課					
個人情報取扱事務の名称		民生委員・児童委員，主任児童委員推薦に関する事務					
個人情報取扱事務の概要		・民生委員法に基づき民生委員児童委員候補者及び主任児童委員候補者の推薦にあたり，個人情報の提出を該当町会等より受け柏市民生委員推薦会規則に基づく柏市民生委員推薦会に提出し推薦可否かの決定を受け，柏市健康福祉審議会民生委員審査専門分科会で推薦についての答申を受け，これを国に進達する					
事務の開始日		平成17年1月1日（最新変更日 令和元年8月13日）					
個人の類型		民生委員・児童委員，主任児童委員候補者					
ア	個人情報の利用目的	民生委員・児童委員，主任児童委員の推薦決定のため					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☒ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☒ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☒ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☒ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☒ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☒ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☒ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 15, 21, 29, 31） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☒ 目的内：（ ☒ 住民基本台帳：1, 2, 3, 4） }				☒ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	・推薦する町会等より推薦候補者の人となり，地域社会活動等への熱意などを客観的に示す必要があるため ☒ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想，信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☒ 有り ☐ なし	提供先 ☐ 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☒ 国 ☒ 地方自治体（ ☒ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☒ その他（柏市民生委員児童委員協議会）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については，それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		民生委員・児童委員，主任児童委員					
ア	個人情報の利用目的	民生委員・児童委員への相談希望者に対し該当民生委員等への連絡先等を紹介する					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☒ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☐ 同一実施機関内の利用 ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ）				☒ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想，信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条（ ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ 条例 別表第 第 項 ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）				
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

様式第1号（個人情報保護条例第14条第1項関係）

個人の類型		町会，自治会，区等の長及びふるさと協議会会長					
ア	個人情報の利用目的	・民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦依頼及び礼状の送付。 ・推薦に関するアンケート調査の依頼及び礼状の送付。					
イ	項目	基本的事項	家庭生活	社会生活	経済的事項	心身的事項	思想信条等
		☐ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☐ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	☐ 23 収入支出内容 ☐ 24 資産内容 ☐ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☐ 本人以外（該当するイの項目番号： ） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意： ） } { ☒ 目的内：1, 4（ ☐ 住民基本台帳： ） }				☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☐ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	☐ 本人同意（第1号） ☐ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟，指導，相談，選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想，信条等の個人情報を収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 ☐ 第2項（ ） 条例 別表第 第 項 } ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称 ）） ☒ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 ☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供するイの項目番号			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）	提供するイの項目番号			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

個人情報取扱事務届出書

		届 出 番 号		040500-03			
実施機関名		市長		区分			
担当部署		財政部 資産税課		☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 出先機関共通事務			
個人情報取扱事務の名称		固定資産税・都市計画税の課税事務（庶務）					
個人情報取扱事務の概要		納税義務者に納税通知書を発送する。 賦課決定後の課税額を更正する。					
事務の開始日		平成17年 1月 1日 （最新変更日 平成31年4月1日）					
個人の類型		土地・家屋の所有者					
ア	個人情報の利用目的	税額・物件等の課税内容及び更正内容を把握し、課税台帳を管理する。					
イ	項目	基本的事項 ☒ 1 氏名 ☐ 2 性別 ☐ 3 生年月日・年齢 ☒ 4 住所 ☐ 5 国籍・本籍 ☒ 6 連絡先 ☐ 7 識別番号（ ☐ 個人番号） ☐ 8 その他（ ）	家庭生活 ☐ 9 家族状況 ☐ 10 親族関係 ☐ 11 婚姻 ☐ 12 住居状況 ☐ 13 趣味・嗜好 ☐ 14 その他（ ）	社会生活 ☐ 15 職業・職種 ☐ 16 学業・学歴 ☐ 17 職業上の地位 ☐ 18 資格・免許 ☐ 19 成績・評価 ☐ 20 支援措置・保護 ☐ 21 社会活動 ☐ 22 その他（ ）	経済的事項 ☐ 23 収入・支出内容 ☒ 24 資産内容 ☒ 25 課税・納税状況 ☐ 26 取引状況等 ☐ 27 公的扶助・社会保障等 ☐ 28 その他（ ）	心身的事項 ☐ 29 健康・身体状況 ☐ 30 傷病歴 ☐ 31 障害 ☐ 32 介護 ☐ 33 診断書 ☐ 34 その他（ ）	思想信条等 ☐ 35 思想・信条 ☐ 36 支持政党 ☐ 37 宗教 ☐ 38 犯罪歴等 ☐ 39 その他社会的差別の原因となるおそれのある情報（ ）
ウ	収集先及び収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外（該当するイの項目番号：24, 25） ☒ 同一実施機関内の利用 { ☐ 目的外：（ ☐ 本人同意：（ ）） } { ☒ 目的内：1, 4, 6（ ☐ 住民基本台帳：（ ）） }				☐ 用紙 ☒ 電磁的記録（ ☒ システム） ☐ 口頭（電話） ☐ その他（ ）	
エ	本人以外から収集する理由（5条2項）	地方税法の規定により、法務局から通知される。 ☐ 本人同意（第1号） ☒ 法令等（第2号） ☐ 公知情報（第3号） ☐ 緊急の必要性（第4号） ☐ 制限能力者等（第5号） ☐ 他の実施機関（第6号） ☐ 国又は地方公共団体等（第7号） ☐ 争訟、指導、相談、選考等の個人情報（第8号） ☐ その他（審議会）（第9号）					
オ	思想、信条等の個人情報収集する理由（5条3項）	☐ 法令等の規定（第1号） ☐ 審議会（第2号）					
カ	個人番号の取扱い根拠	☐ 番号法第9条 { ☐ 第1項別表第一第○項 ☐ 第3項 ☐ 第5項 } ☐ 第2項（ ） ☐ その他（ ）					
キ	処理形態	☒ 電磁的記録（ ☐ システム（名称（ ）） ☐ 文書 ☐ その他（ ）					
ク	経常的な個人情報の提供先	☐ 有り ☒ なし	提供先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 他の実施機関（ ） ☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
ケ	オンライン結合の有無	☐ 有り ☒ なし	結合先 提供する項目（イの項目番号）	☐ 国 ☐ 地方自治体（ ☐ 千葉県） ☐ 委託（ ☐ 指定管理者） ☐ 公共的機関 ☐ その他（ ）			
コ	外部委託の有無	☐ 有り ☒ 無し					

※複数の種類の個人情報を利用する個人情報取扱事務については、それぞれの類型ごとに裏面を利用して記入すること。

